

林業公社に係る取組みと提言について

I 岩手県林業公社の概要

1 設立の背景

昭和 39 年 11 月、県行造林等既存の機関造林では拡大造林が困難であるとされた北上山系及び奥羽山間部の低人工林率地域（県内 58 市町村のうち県北沿岸を中心とした 11 市町村で実施）において、拡大造林を行う機関として設立。

2 事業の概要

平成 12 年度までに 24,224ha（全国 3 番目の規模）を造成し、目標面積をほぼ達成したこと、借入金の抑制が必要であったことから、同年で新植を終了。（計画 2 万 5 千 ha 対比 97%）

3 経営改善の取り組み

林業公社は、農林漁業金融公庫や県、市町村からの借入金により事業を実施してきたが、間伐収入がほとんどない状況下において、農林漁業金融公庫への償還のための県、市町村からの借入れが年々増加してきたこと、これに加え、平成 7 年度から県、市町村への償還が始まったこと等から、経営改善に取り組んだ。

（1）施業転換資金等への借換による支払利息の軽減

平成 10 年度から平成 18 年度まで農林漁業金融公庫資金約 173 億円の借換を実施、約 64 億円の利息を軽減。

（2）施業方式の見直し等による経営改善

造林・保育事業費の 30%削減、管理費の節減等経営改善の取り組みを強化。平成 18 年度まで、約 10 億円の改善効果。

年度	取り組み事項	改善内容	改善効果 (18 年度まで)
14	造林・保育施業の見直し	下刈、つる切、除伐、間伐等事業費の 30% 削減	904 百万円
15~16	執行体制の簡素化	①本社移転等による節減、②組織の再編、③人員縮減	61 百万円
合 計			965 百万円

（3）県、市町村貸付金の無利子化等

県、市町村貸付金の無利子化等により、約 5 億円の改善効果。

年度	改善内容	改善効果
10	新規貸付金利率を複利から単利へ変更	4 百万円
11	新規貸付金利息の引き下げ (5.5~3.0%⇒1.9~1.6%)	32 百万円
13	新規貸付金の利息無利子化	122 百万円
	既往貸付金の利息の凍結（無利子化）	339 百万円
合 計		497 百万円

4 借入金等の状況

施業転換資金等への借換による支払利息の軽減や県、市町村貸付金の無利子化等による経営改善を進めたところであるが、借入金等の残高は全国3番目の622億円とその償還が困難。

【借入金等残高の状況（H19 解散時点）】

（単位：億円）

	借入金等残高		
	借入残高	据置利息	計
岩手県林業公社	492	130	622
全国林業公社計	10,391	1,404	11,795

（全国のデータは19年度末）

借入先	元金	利息※将来分	計
農林漁業金融公庫	213	(※78)	213
県	249	120	369
市町村	30	10	40
合計	492	130	622

内訳

Ⅱ 県有林事業との一元化に向けた取り組み

1 県有林事業との一元化を行なった理由

農林漁業金融公庫等からの借入金が多額となっている中、

- ① 公庫等への償還のための県、市町村からの借入れが年々増加すること
- ② 今後、公社組織の管理等に要する経費の更なる貸付が必要となること 等

林業公社を取り巻く厳しい状況に対応するため、一元化により効率的な経営が期待されると判断。

2 一元化までの主な取り組み

一元化決定（平成16年3月）後、平成16年度から平成18年度において、市町村、農林漁業金融公庫等関係者との権利関係等について協議を進めた結果、債権債務の取り扱い等について合意に至り、平成19年5月31日に解散。

一元化までの主な取り組みは次のとおり。

（1）現況調査及び契約者の確認（平成16年度～平成18年度）

県への事業承継にあたり、経営対象森林の現況を把握するため、約2万4千haに及ぶ森林の生育状況や道路状況等の悉皆調査を実施。

また、分収造林契約の締結から相当期間が経過していることから、相続等による権利移転の有無と現土地所有者（約2,700名）の確認調査を実施。

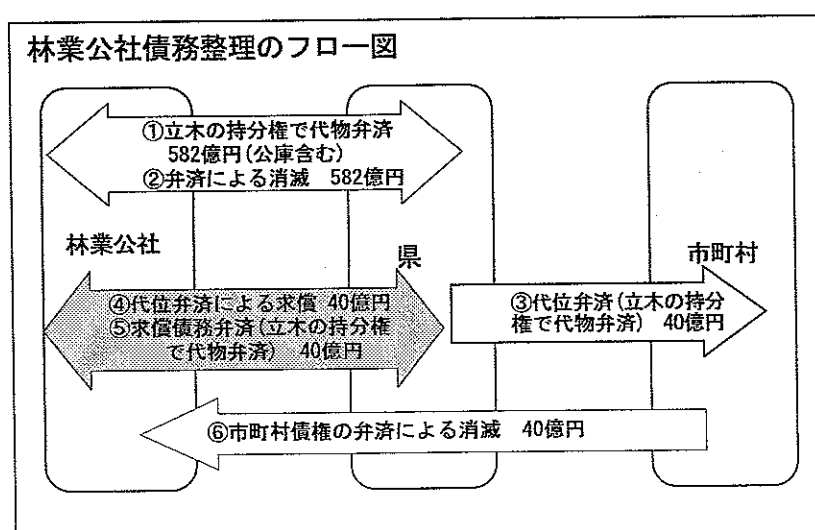
（2）農林漁業金融公庫借入金の取扱い（協議開始：平成17年8月～契約締結：平成19年5月）

県、農林漁業金融公庫及び林業公社の3者で債務引受契約を締結し、213億円に及ぶ公社の債務を県が引受け（県は、林業公社が公庫と締結した契約の約定に沿って償還）。

(3) 林業公社の債務の整理（平成16年度～平成19年5月）

- ① 公社は、立木の持分権により県への債務を代物弁済。
- ② このことにより、公社の債務は消滅。
- ③ 県は、森林を一元的に管理するため、公社から代物弁済を受けた立木の持分権の一部をもって、市町村に代位弁済。
- ④ 県は、市町村に対して代位弁済した債権を公社に求償。
- ⑤ 公社は、立木の持分権により県に代物弁済。
- ⑥ 市町村の公社に対する債権は、県の代位弁済により消滅

上記①～⑥の債権債務の整理を行うため、県、林業公社及び15市町村とで「債務の処理に関する契約書」及び「契約上の地位及び地上権譲渡契約書」を、県と市町村とで「分収林の取扱い等に関する契約書」を締結。



(4) 現土地所有者からの同意書徴取

土地所有者が林業公社と締結した分収造林契約上の権利、義務を県に引き継ぐことについて、土地所有者約2,700名から同意書を徴取。

(5) 林業公社職員の処遇

求人情報の収集、採用の意向を示した事業体を対象とした職場見学会や面接会の実施等を指導。解散時11名のうち、再就職を希望した者(8名)は全員再就職。

Ⅲ 一元化後の経営状況

1 経営改善の取り組み状況

一元化後は、経営面積の増大に伴い、更なる経営管理の合理化、効率化が必要となることから、次の対応策を実施。

(1) 森林管理区分の導入

経営する森林を高い収益が期待できる「長伐期施業林」と良好な生育が期待できない「その他施業林」に区分し、「その他施業林」に係る分収造林契約を解約、これにより、農林漁業金融公庫の元金を繰上償還し、その支払利息を軽減。

「その他施業林」は、森林管理区分対象面積約 69 千 ha のうち、約 2 割の 14 千 ha であり、当面、5 年間（H21～H25）に約 5 千 ha（土地所有者数 1,014 人）を目標に解約。

【参考】

- ① 森林の現況を正確に把握するため、県有林において、平成 16 年度から平成 18 年度まで、森林の現況調査を実施（林業公社営林は、平成 14 年度から平成 17 年度まで実施）。
- ② 森林管理区分の設定にあたっては、平成 19 年度に外部有識者による「岩手県県有林管理区分検討委員会」を開催。
- ③ 委員会の意見を踏まえ、森林を評定。評定結果をもとに、「長伐期施業林」及び「その他施業林」候補事業区に区分。
- ④ 「その他施業林」に係る分収造林契約解約の同意書徴取を開始。

(2) 管理体制の合理化

林業公社事業を県有林事業に一元化することにより、職員を約 2 割縮減。

また、森林の巡視については、巡視担当面積の平準化により巡視人員を約 3 割縮減、さらに業務内容の見直しにより報酬の縮減を実施。

(3) 境界管理の地図情報化

GPS を活用した境界管理へ段階的に移行し、管理業務を効率化。

2 県の財政負担の状況（県有林特別会計）

多くの木材販売収入が見込めない状況が続く中、農林漁業金融公庫償還金が増え、県の一般会計の負担が増大していく見込み。

- ① 平成 20 年度県有林特別会計の支出に占める農林漁業金融公庫元利償還金の割合は、約 6 割（約 20 億円）。
- ② この支出を補填する一般会計等繰入金の県有林特別会計の収入に占める割合は、約 8 割（約 28 億円）。

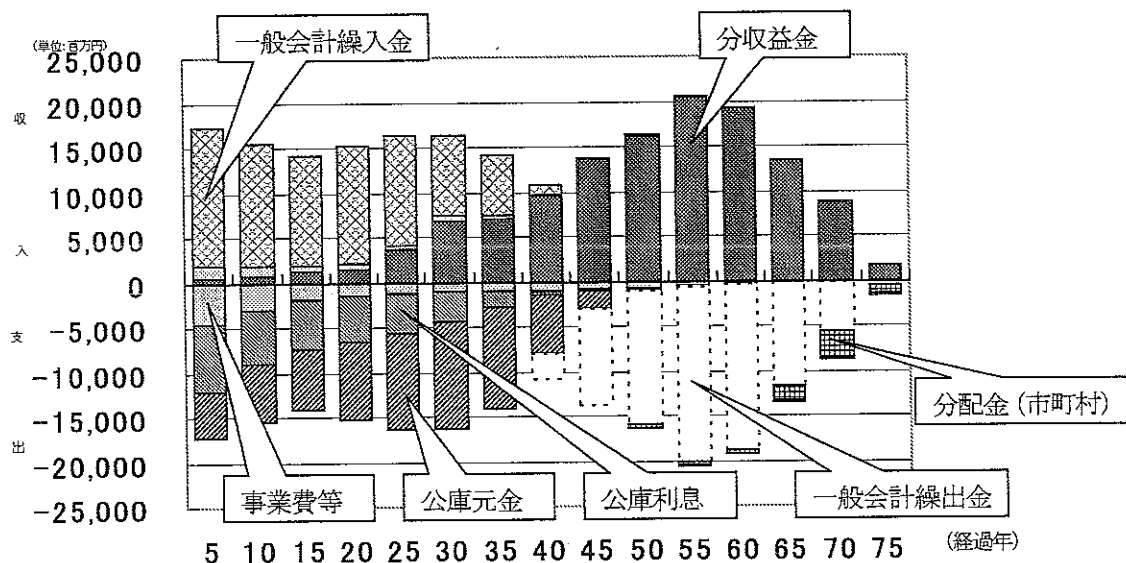
（農林漁業金融公庫資金の償還は増え続け、そのピークは、平成 48 年度の約 34 億円。）

【県有林事業（H20）の収支計画】（単位：百万円、%）

区 分			H20	割合	
収 入	国庫補助金等		239	7.0	
	一般会計等繰入金		2,832	82.4	
	諸収入		118	3.4	
	公庫借入金		246	7.2	
	収入計		3,435	100.0	
支 出	県有林事業費	管理費	償還金等	2,037	59.3
			人件費等	314	9.1
			小計	2,351	68.4
			森林整備費	530	15.4
			分収交付金等	542	15.8
			計	3,423	99.6
	災害復旧費		12	0.4	
	支出計		3,435	100.0	

長期収支見通し

（平成 19 年 1 月作成）



- ① 当面 40 年間は支出の大部分を農林漁業金融公庫償還金が占める。
- ② この間、この支出を補填するのは、一般会計繰入金。
- ③ 本格的に伐採収入が得られるのは概ね 40 年後。

一元化により、経営管理の合理化、効率化を進めているものの、当面、多額の木材販売収入が見込めない中、毎年、20 億円を超える農林漁業金融公庫資金を一般会計からの繰入により償還しなければならないなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、県の取り組みのみでは解決できない状況。

IV 提言

1 林業公社営林を引継いだ県に対する特別交付税措置の拡充

林業公社営林を県が引き継いだ場合においても、農林漁業金融公庫への利息償還に要する経費について、特別交付税の措置を講ずること。

【理由】

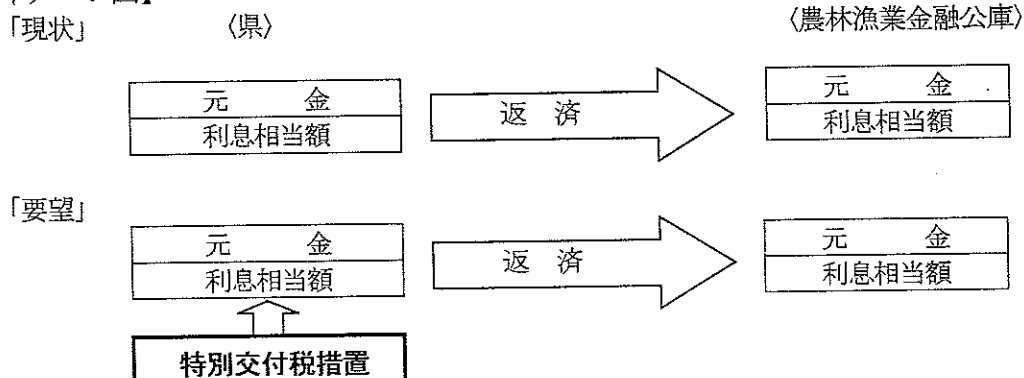
県は、将来の県民負担の軽減と森林の公益的機能の確保を図るべく、林業公社の債務を受け、その償還を図りながら、解散後の公社営林を県有林として管理。

このため、これまでの公社営林の管理形態とは異なるが、

- ① 木材価格の低迷等により経営的に厳しい状況にあること
- ② 森林の公益的機能の持続的発揮等に果たす役割はこれまでと同様何ら変わるものではないこと

から、解散をしていない他府県と同様特別交付税措置を要望。

【イメージ図】



2 任意繰上償還制度の創設について

県有林事業で借り入れている農林漁業金融公庫資金について、任意繰上償還を認める措置を講ずること。

【理由】

農林漁業金融公庫資金の利息が経営を圧迫していることから、県の財政状況に応じた償還ができるよう任意繰上償還制度の創設を要望。

【参考】本県の農林漁業金融公庫の借入状況

施業転換資金等の借換により、借入利率は、県営林で平均 2.46%、公営林で平均 1.72% となっているが、3.5%以上の金利のものが、元金で 192 億円、支払予定利息で 189 億円。

【農林漁業金融公庫資金利率 3.5%以上の残高 (19 年度末)】 (単位：百万円)

区 分	利 率	元 金	支払予定利息	合 計
県営林	3.50%	18,017	17,246	35,263
	4.00%	16	15	31
計		18,033	17,262	35,295
公営林 (旧公社営林)	3.50%	206	226	432
	4%～5%未満	244	313	558
	5%～6%未満	442	614	1,056
	6%～7%未満	297	498	795
計		1,189	1,652	2,841
合計		19,222	18,914	38,136